

財団法人海技振興センター 平成 25 年度事業計画

当センターは、平成 25 年度において、寄附行為第 4 条の規定に基づき、水先人養成支援業務を中心として以下の事業を実施する。

I 水先人の養成及び確保のための事業

水先人の確保に資するため、水先人の養成が適確かつ効率的に実施されるよう、前年度の事業実績を踏まえ、支援業務を総合的に実施する。

なお、「水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会」の検討結果について、直ちに措置可能なものから逐次実施するとともに必要な見直しを行う。

1. 水先人登録養成施設において修業中の者（以下「水先人養成支援対象者」という。）に対する支援

水先人養成支援対象者が登録水先人養成施設において適確に養成を受けることができるよう、同支援対象者に対して養成手当や商船等乗船訓練で必要となる経費を支給するとともに、海図、海事英語等の教材をはじめ救命胴衣等の被服を支給する。

さらに、水先区における現場訓練に際し必要となる旅費及び宿泊費等の支援を行う。

また、修業期間中の傷害保険を付保する。

2. 三級水先人登録養成施設修了者に対する支援

三級水先人登録養成施設修了者に対し、水先人免許を取得するまでの間、水先修業修了後も引き続き養成手当を支給する。

3. 登録水先人養成施設の訓練用施設の整備等に対する支援

登録水先人養成施設に対し、操船シミュレータ装置及びソフトウエアの無償貸与を行うとともに、同施設における水先人等の講師、操船シミュレータのインストラクター及びオペレーターに係る支援を行うこととし、教育訓練の均質化を図る観点から必要な意見交換会等を開催する。

また、商船等及びタグボートの乗船訓練、水先区における現場訓練の円滑な実施への協力等必要な支援を行う。

4. 水先人の養成計画の策定及び委員会等の運営

平成 25 年 6 月 10 日に取りまとめられた「水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会」の提言を踏まえ、平成 26 年度一級水先人養成支援対象者、平成 25 年度二級水先人養成支援対象者、平成 27 年度三級水先人養成支援対象者及び平成 26 年度三級水先人養成支援対象者（追加募集）の員数については、「水先人養成に関する総合事業検討委員会」（以下、総合事業検討委員会）において検討し決定する。

また、水先人の養成・確保のための全般的な支援を効果的・有効的・適切に実施するため、総合事業検討委員会及び専門会議において充分な検討・審議を行う。

5. 水先人養成支援対象者の募集・選考

水先人養成支援対象者の募集に当たっては、周知方法・選考方法等について総合事業検討委員会並びに選考に関する専門会議で検討・決定した上で、募集案内の作成配布、ホームページへの掲載等により募集活動を行う。さらに、総合事業検討委員会において、筆記試験・面接の実施等をもとに厳正な選考を行い、水先人養成支援対象者を決定する。

6. 新水先人養成制度への対応

平成25年6月10日に取りまとめられた「水先人養成を初めとする水先人制度の施行状況に関する懇談会」の提言に基づき、新たな水先人養成制度へ対応するため、準備室を設け諸準備を行うこととし、マルチシミュレーターの導入、教科書等の改定・作成及び周知活動の強化のため各船員教育機関への訪問、ホームページの改定等を実施する。なお、これらの実施に関しては、必要に応じ、総合事業検討委員会において審議、検討を行う。

II 海技の振興に関する事業

1. STCW条約等に関する関係資料のデータベースの構築及び提供に関する調査事業等

STCW条約マニラ改正の国内への円滑な導入に寄与し、また、今後の検討に資するため、STCW条約に関する文書及び今後のSTW小委員会で承

認される文書について、継続的に正確な情報を収集し総合的なデータベースを構築し、船社等関係者に広く提供するとともに「STW調査検討に関する専門委員会」を開催し、海上安全委員会（MSC）及びSTW小委員会に出席し、これら委員会における審議状況等国際的な動向の把握に努めるとともに、専門委員会を開催し提案文書の検討を行う。

2. 船舶の運航及びきょう導に関する諸技術の改善・向上その他海技の振興に関する事業

(1) 次世代の海技者に求められる技能及び資質の育成に関する調査研究
海上の安全に係る人的要因等に関する専門委員会を開催し、若者を取り巻く会社や職業選択の環境変化、及び海運会社が求める船員(海技者)の資質と能力を調査するとともに海技者育成にかかる知識・技能教育の内容と取組みを整理し、具体的な情報を提供する。

(2) 各団体等が保有する海技に関する情報等を有効に活用し、船舶交通の安全確保及び船舶の運航能率の増進等に資するため、国内海技関係機関の正価のデータベースの拡充及び利便性の向上並びに海技訓練プログラム及び支援策等の情報を提供する海技ネットワークの運営活動を行う。

3. 海上労働に関する労働科学的研究

海技者の資質の維持・向上を円滑に実現するために、必要な情報を船員、船社及び関係者に提供することによって、効果的かつ効率的な教育訓練に資する。

4. 国際船員社会への海技知見の提供

船員の資質の向上に寄与し、船舶の安全運航及び地球環境の保護に貢献するため、国際会議での討議を参考に、国際船員社会に運航及び安全に関する資料を作成・提供する。なお、できる限り来島海峡の教育 DVD の作成に取り組むものとする。

III 水先業務用施設の整備その他水先業務の改善に関する事業

水先業務の確実で円滑な実施に資するため、各水先区における水先業務用施設（事務所、水先艇等）の整備資金に加え、水先人になった者に対し開業が円滑に行われるための資金の貸付を行う。

また、当該貸付金に係る施設の管理状況等について監査を実施する。

IV その他事業

当センターが区分所有する海事センタービル（6 階の一部）について、貸付その他適正な管理に努める。